

## 知っていますか 建退共制度

加入できる事業主＝建設業を営む人

対象となる労働者＝建設業の現場で働く人

掛金＝月額310円

※経営事項審査で加点評価の対象となります。

※掛金の一部を国が助成。掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

※事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

詳細・問合せ＝建退共奈良県支部（☎0742-22-3345）  
（地域振興課）

## 児童手当の支払い （6月～9月分）

児童手当の6～9月分は、10月15日（木）に受給者の預金口座に振り込みます。15日以降に入金を確認してください。

※次のときは、すみやかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課 こども係（内線522）

## 10月19日（月）～25日（日）は 「行政相談週間」です

市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が毎月第3木曜に行政相談所を開設しています。国の行政機関が行う仕事について困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。（相談無料・秘密厳守）

相談日時＝10月15日（木）13時～16時

相談場所＝市役所2階 市民相談室

問合せ＝人権施策推進課（内線245）

## すこやか21健康フェスタ 中止についてのお知らせ

毎年10月に実施している「大和郡山すこやか21健康フェスタ」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止とさせていただきます。

問合せ＝保健センター「さんて郡山」（☎58-3333、  
☎58-3330）

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに  
ご相談ください！



保険金を使える住宅修  
理の勧誘には要注意！

大和郡山市消費者センター  
☎53-1583（直通）  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

台風や豪雨、地震など自然災害のあとに「保険金が出るようにサポートするので住宅修理をしないか」「自己負担なく住宅修理ができる」などの勧誘を受けたという相談が多く寄せられます。

### 【事例1】

突然訪問してきた事業者に「2年前の地震で気付きにくいところに亀裂が入っているかもしれない。我々が調査して保険金請求のサポートをする。保険金が支払われたら手数料として35%いただく」と言われた。

最近では「自宅上空にドローンを飛ばして自然災害による屋根被害の調査をしている」との勧誘を受けたという相談もあります。この場合も【事例1】と同じように「保険金請求」につながることを考えられます。**保険金の請求は自身で行うことができます。**まずは契約している保険会社や代理店などに相談しましょう。なお訪問販売の場合、契約書面を交付された日から8日以内であればクーリング・オフができます。

### 【事例2】

訪問してきた事業者に「雨どいがゆがんでいる。保険金で修理できるので自己負担はいらない」と言われたので修理を申し込んだ。見積もりをもとに保険金を請求したが、保険会社から支払われた保険金は、見積額の半分以下だった。「不足分は支払えない」と話すと「工事をしないなら違約金として保険料の30%を請求する」と言われた。

「自己負担がない」ことを強調されると「負担がないのなら」と思いがちになりますが、**そもそも保険金が支払われるのか、修理費用が保険金額の範囲で収まるかどうかもわかりません。**すぐに契約することはせず、家族や周りの人に相談するようにしましょう。また修理箇所が経年劣化であっても自然災害が原因だとして保険金請求の提案をされることもあるようです。これは保険金詐欺に該当するおそれがあるのでくれぐれも注意してください。